

漫湖水鳥・湿地センター利用要綱

漫湖水鳥・湿地センター及び木道の利用に関しては、この要綱によります。

I 漫湖水鳥・湿地センターの一般利用について

- 1 利用目的：水鳥を初めとする野生生物の保護と湿地の保全・賢明な利用について理解を深め、また、地域住民等が自然に親しみ・学ぶ場として、更には、環境・緑の保全等に係る普及啓発を図る場とします。
- 2 開館時間：9：00～17：00
- 3 休館日：毎週月曜日（但し、月曜日が祝日の場合は、その翌日）
慰霊の日（6月23日）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- 4 入館料：無料
- 5 入館受付：入館される方は、受付で氏名等記入して下さい。（団体は団体名等を記入。）
- 6 団体見学：次により対応します。
 - ① 団体見学は、事前に電話等で問い合わせの上、「漫湖水鳥・湿地センター見学申込書」（申込書は別紙をコピーするか、ホームページからも印刷できます。）によりお申込み下さい。
 - ② 申込書を受理後、支障がなければ、見学承諾書を送付(FAX)、または、電話で通知します。
- 9 注意事項：次のとおりです。
 - ① 館内での飲食・喫煙は、御遠慮下さい。（指定した場所での飲物は可。）
 - ② ペットを持ち込まないで下さい。
 - ③ 展示物等には手を触れないで下さい。（重大な過失等により施設等を損傷した場合は、損害賠償を請求することもあります。）
 - ④ 窓から乗り出す等危険な行為をしないで下さい。（館内での怪我は、自己責任になりますので、十分気をつけましょう。）
 - ⑤ 6歳未満のお子さんは、保護者同伴で入館して下さい。
 - ⑥ 靴の泥は落としてから入館しましょう。
 - ⑦ 館内で走ったり、大声を出す等他人の迷惑にならないようにしましょう。
 - ⑧ ゴミは、持ち帰りましょう。

- ⑨ 検索データベース・観察望遠鏡等数量に制限のある物は、お互い譲り合いながら使いましょう。
- ⑩ 館内・駐車場での事故・盗難等には、十分気をつけましょう。

10 禁止事項：次の者は、入館をお断りします。

- ① 泥酔者、または危険物の持ち込み等により、他の入館者に迷惑を及ぼし、若しくは施設等に損害を加え、または、それらの恐れのある者。
- ② 施設等の利用目的に違反する者。
- ③ その他、施設等の管理運営上支障があると認められる者。

11 その他：2階への昇降リフトの利用及び車椅子の貸し出し、また、その他の質問・要望事項等は、受付にて承ります。

II 木道の利用について

1 利用目的：木道は、国指定漫湖鳥獣保護区内におけるマングローブ林内に設置された、試験採区の調査・管理を本来の目的とする。ただし、一般市民にも広く開放し地域住民の憩いの場、環境教育や調査・研究の活動フィールドとして、幅広い利用を想定している。

2 利用時間：9：00～17：00 （※基本はセンターの開館時間に準ずる）

3 休館日：毎週月曜日（但し、月曜日が祝日の場合は、その翌日）
慰霊の日（6月23日）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

4 利用制限：異常気象等自然的要因、または、木道の利用目的を外れた危険行為人為的要因により、木道の安全が確保できない場合には、ただちに閉鎖し利用を禁止する。

5 注意事項：木道を安全にご利用して頂くために、ご協力下さい。

- ① 木道の手摺りに登ったり、座ったりはしないで下さい。
- ② 木道では走ったり、暴れたりなど危険な行為は行わないで下さい。
- ③ 木道でのボール遊び、ローラーシューズ等での利用はできません。
- ④ 木道へのペットの同伴はお断り致します。

6 禁止事項：禁止事項に反した場合、ただちに利用を制限します。

- ① バイクや自転車での乗り入れは禁止します。
- ② 騒音をだすような機器の持ち込み、及び行為は禁止します。
- ③ 爆発物、薬品などの危険物の持ち込みは禁止します。